

1 4 - 1 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

〔昭和 61 年 5 月 30 日付け消防救第 61 号
各都道府県知事あて消防庁次長通知〕

最終改正：平成21年3月23日消防令第97号

1 目 的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和22 年法律第226 号）第44 条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地各市町村が回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地各市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

(2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

(4) 応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

(1) 大規模な地震、風水害等の自然災害

(2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害事故等

(3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの

(4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故

(5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

(1) 調査出場

現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場

(2) 火災出場

消火活動のための出場

(3) 救助出場

人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに付随する救急搬送活動を含む。）

(4) 救急活動

救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの。

(5) 救援出場

救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。

以下同じ。)は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊(以下「特別救助隊等」という。)の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県(以下「応援側市町村等」という。)を決定するものとする。

6 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続

- (1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。
 - ① 応援側市町村
 - ② 要請者・要請日時
 - ③ 災害の発生日時・場所・概要
 - ④ 必要な応援の概要
- (2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。
- (3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認めるときは、応援側市町村が属する都道府県(以下「所属都道府県」という。)の知事に対し要請を行うものとする。
- (4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があった場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。
- (5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。
 - ① 必要とする応援の具体的内容
 - ② 応援活動に必要な資機材等
 - ③ 離発着可能な場所及び給油体制
 - ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
 - ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
 - ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
 - ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
 - ⑧ 気象の状況
 - ⑨ ヘリの誘導方法
 - ⑩ 要請側消防本部の連絡先
 - ⑪ その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

- (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第6項(第4号を除く。)を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」

と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。

- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続きによる要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県（市町村に要請をした場合）及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続きをしなければならない。

10 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
- (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。

11 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

12 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出を行うものとする。

14 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。

15 応援側市町村等の届出

- (1) ヘリを保有する市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）

の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

① 保有ヘリの性能及び活動能力

② 特別救助隊等の隊員数

③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリによる搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量

(2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

① 保有ヘリの性能及び活動能力

② 当該都道府県の特別救助隊等の隊員数

③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

1 6 消防庁長官の情報提供

(1) 消防庁長官は、第14項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。

(2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

1 7 広域航空消防応援に要する経費の負担区分

広域航空消防応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) ヘリの燃料費、隊員の出場手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村が負担するものとする。

(2) 前号の規定に基づき要請側市町村が負担する経費については、要請側都道府県がその一部を補助することができる。

(3) 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町村の負担とする。ただし、応援側市町村の重大な過失により発生した損害は、応援側市町村の負担とする。

(4) 前号の定める要請側市町村の負担額は、応援側市町村の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(5) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度、要請側と応援側が協議して定めるものとする。

1 8 要請側市町村及び応援側市町村等は、広域航空消防応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

1 9 この要綱の実施に関する手続き等の細部事項については、別に定める。

1 4 - 2 香川県防災ヘリコプター運航管理要綱

目 次

第1章 総則	(第1条―第2条)
第2章 防災航空隊	(第3条―第7条)
第3章 運航管理	(第8条―第15条)
第4章 使用手続	(第16条―第20条)
第5章 安全管理等	(第21条―第23条)
第6章 教育訓練	(第24条)
第7章 事故防止対策	(第25条―第27条)
第8章 雑則	(第28条―第29条)
附則	

第1章 総則

(目 的)

第1条 この要綱は、香川県防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航管理等について必要な事項を定めることにより、航空機の安全かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

(他の法令との関係)

第2条 航空機の運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）、消防組織法（昭和22年法律第226号）及び消防法（昭和23年法律第186号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2章 防災航空隊

(防災航空隊の設置)

第3条 危機管理課防災航空活動グループ（以下「防災航空活動グループ」という。）に防災航空隊（以下「航空隊」という。）を置く。

2 航空隊は、航空機に搭乗し、災害応急対策、救急、救助その他の防災活動（以下「防災業務」という。）を行う。

3 航空隊に隊長、副隊長及び隊員を置く。

4 隊長及び副隊長は、防災航空活動グループの中からあらかじめ危機管理課長が候補者として選定した者のうちから危機管理総局長が指名する。

(隊長の任務)

第4条 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督して防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

(副隊長の任務)

第5条 副隊長は、隊長を補佐し、隊員を指揮監督して防災業務の万全を期さなければならない。

2 隊長に事故があるときは、危機管理課長があらかじめ指名する副隊長がその職務を代行する。

(隊員の任務)

第6条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、航空機の性能と災害等の状況に即応した防災業務に努めなければならない。

2 隊員は、防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認するとともに関係法令等を遵守し、所期の目的を達成するよう努めなければならない。

(航空機に搭乗する者の指定)

第7条 危機管理課長は、航空機を運航する場合には、搭乗する者を指名するとともに運航目的、任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

第3章 運航管理

(総括管理者)

第8条 航空機の運航管理の総括は、危機管理総局長（以下「総括管理者」という。）が行う。

(運航管理責任者)

第9条 航空隊の指揮監督、航空機の運航、航空機等の維持管理など、航空機の運航管理に関する事務は、危機管理課長（以下「運航管理責任者」という。）が行う。

（運航指揮者）

第10条 運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が航空機に搭乗しないときには、隊長が第7条の規定により指名された者の中から運航指揮者を指定する。

2 運航指揮者は、航空機に搭乗中、隊員を指揮監督して防災業務の万全を期さなければならない。

（運航計画）

第11条 運航管理責任者は、防災業務等を適正かつ円滑に行うため、航空機の運航計画を定めなければならない。

2 運航計画は、年間運航計画（第1号様式）及び月間運航計画（第2号様式）とする。

（運航範囲）

第12条 航空機は、次に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急対策活動
- (4) 火災防衛活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防対策活動
- (7) 消防防災訓練活動
- (8) 一般行政活動
- (9) その他総括管理者が必要と認める活動

2 航空機の運航は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、第13条第1項の緊急運航の場合は、この限りでない。

（緊急運航）

第13条 前条第1項第1号から第5号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、第11条第1項に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

2 航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が発生した場合には、運航管理責任者は、直ちに緊急運航に移行する旨を運航指揮者に指示しなければならない。

3 緊急運航に関し、必要な事項は別に定める。

（報告）

第14条 運航指揮者は、航空機に搭乗し業務を終了したときは、運航状況等について飛行報告書を（第3号様式）を作成し、運航管理責任者に報告しなければならない。

（飛行場外離着陸場）

第15条 運航管理責任者は、市町と協議し、防災業務を円滑に遂行するため、法第79条ただし書きの規定に基づく飛行場外離着陸場及び法第81条の2に基づく緊急離着陸場を確保しておかななければならない。

2 隊長は、前項の飛行場外離着陸場を調査し、常にその実態把握に努めるものとする。

第4章 使用手続

（使用予定表）

第16条 航空機の使用（緊急運航及び航空隊自ら行う訓練に係るものを除く。以下本章において同じ。）を予定する者は、2月末日までに翌年度の使用予定について、防災ヘリコプター使用年間予定表（第4号様式）を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに当該使用月の使用予定について、防災ヘリコプター使用月間予定表（第5号様式）を総括管理者に提出しなければならない。

（航空機の使用）

第17条 前条の規定により使用予定表を提出した者であって、航空機を使用しようとするものは、防災ヘリコプター使用申請書（第6号様式）により使用する日の15日前までに総括管理者に申請しなければならない。

（航空機の使用承認）

第18条 総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

2 総括管理者は、前項により承認した場合は、防災ヘリコプター使用承認書（第7号様式）を交付するものとする。

（航空機の使用報告）

第19条 航空機を使用した者は、防災ヘリコプター使用報告書（第8号様式）により、使用した日から7日以内に総括管理者に報告するものとする。

（費用負担）

第20条 総括管理者は、第12条第8号に規定する一般行政活動で航空機を使用した者に対して、当該運航に要した航空機の燃料費の負担を求めることができる。

第5章 安全管理等

（安全管理）

第21条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航管理責任者は、防災業務の遂行に当たり、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期さなければならない。

（運航指揮者の責務）

第22条 運航指揮者は、防災業務の遂行に当たっては、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

（航空機等の管理）

第23条 総括管理者は、法第19条第2項の規定に基づいて、一定の資格を有する技術者が航空機の安全性が確保されていることについて確認をしなければ、航空機を航空の用に供してはならない。

2 運航管理責任者は、航空機、航空機用備品、防災業務用備品等を適正に管理し、常にこれらの性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

第6章 教育訓練

（隊員等の教育訓練）

第24条 総括管理者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制並びに施設、設備及び教材の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 運航管理責任者は、防災業務を効率的に行うため、市町及びその他関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

3 運航管理責任者は、航空隊員の技術の習得を図るため運航計画に基づき、独自に訓練を実施しなければならない。

第7章 事故防止対策等

（捜索及び救助体制の確立）

第25条 総括管理者は、航空事故が発生する恐れ若しくは発生した疑いのある場合又は航空事故が発生した場合の捜索救助等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しなければならない。

（航空事故発生時の措置）

第26条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生する恐れがある場合又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど万全の措置を講じ、その状況を運航管理責任者に直ちに報告しなければならない。

2 運航管理責任者は、前項の報告を受け、又は前項に関する情報を入手した場合には、前条の規定するところにより、直ちに所要の捜索救助活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

（事故報告）

第27条 総括管理者は、航空事故が発生した場合には、関係法令の規定に基づき報告しなければならない。

ない。

- 2 総括管理者は、前項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第8章 雑則

(記録及び報告)

第28条 運航管理責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、防災業務に関する記録を整理しておかなければならない。

(その他)

第29条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

様式 (略)

1 4 - 3 香川県防災ヘリコプター緊急運航要領

第1 趣旨

この要領は、香川県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第13条第3項の規定に基づき、香川県防災ヘリコプター（以下「ヘリコプター」という。）の緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2 他の規程との関係

緊急運航については、要綱及び香川県防災ヘリコプター応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第3 緊急運航の要件

緊急運航は、原則として、要綱第12条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で、次の要件を満たす場合に運航するものとする。

(1) 公共性

地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害等から保護することを目的とすること。

(2) 緊急性

差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）

(3) 非代替性

ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材等では、十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）

第4 緊急運航の基準

緊急運航は、第3の緊急運航の要件を充たし、かつ、次の場合に行うものとする。

(1) 救急活動

ア 事故等の事案発生地点からの搬送

「香川県防災ヘリコプターによる救急搬送の要請基準」に基づく要請があった場合

イ 転院搬送

医師が、ヘリコプターによる搬送が必要と判断し、かつ、医師等の専門知識を有するものが搭乗できる場合

(2) 救助活動

ア 高層ビル等火災における救助

イ 水難事故及び山岳遭難等における授索・救助

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故救助

エ その他特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(3) 災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察、情報収集活動

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に緊急に救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(4) 火災防御活動

ア 偵察、情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあるとして認められ、偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難であり、ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

ウ 資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員、資機材等の搬送手段がない場合又はヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

エ その他

火災防壁上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災活動

広域航空消防防災活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

第5 緊急運航の要請

緊急運航の要請は、協定に基づき、防災ヘリコプター緊急運航要請書（第1号様式）により、電話又はファクシミリで香川県防災航空隊（以下「航空隊」という。）に行う。

第6 緊急運航の決定

1 航空隊隊長（以下「隊長」という。）は、第5の緊急運航の要請内容を直ちに危機管理課長（以下「運航管理責任者」という。）に報告しなければならない。

2 運航管理責任者は、前項の報告を受けた後、出動の可否を速やかに決定し、隊長に命令しなければならない。

ただし、隊長は、不測の事態等により、前項の報告ができない場合においては、自ら出動の可否を決定することができるものとする。

この場合において、隊長は、速やかにその決定内容を運航管理責任者に報告しなければならない。

3 運航管理責任者は、前項の結果を速やかに危機管理総局長に報告しなければならない。

第7 出動要請に対する回答

隊長は、第6第2項の結果を直ちに要請者に回答しなければならない。

第8 出動体制

隊長は、第5の緊急運航の要請を受けた場合には、直ちに要請内容に応じた出動体制を整えなければならない。

第9 受入れ体制

緊急運航を要請した市町長等は、航空隊と緊密な連絡をとるとともに、必要に応じ、次の受入れ体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への手配
- (3) 傷病者の空輸の適否についての確認
- (4) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (5) その他必要な事項

第10 報告

緊急運航を要請した市町長等は、災害等が収束した場合、災害等状況報告書（第2号様式）により、運航管理責任者に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

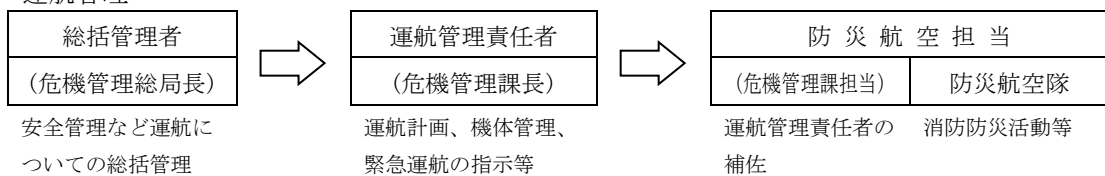
様式（略）

1 4 - 4 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等

運航体制

- 1 運航基地 香川県高松市香南町岡（高松空港） 四国航空(株)内
- 2 運航日数 3 6 5 日勤務
- 3 運行時間 午前8時30分から午後5時15分まで（緊急時は、日の出から日没まで）
- 4 隊の構成 航空隊員（県内の消防（局）本部から派遣）8名及び民間委託している操縦士並びに整備士等で構成

5 運航管理



6 活動別搭乗人員

職 種 区分		操縦士	整備士	航空隊員	航空隊員の役割
航空隊員の常駐人員		1 名	1 名	5 ～ 6 名	
ヘリ活動時 の搭乗人員	① 救 急 活 動	1 名	1 名	2 ～ 4 名	活動内容により要員を決定する
	② 救 助 活 動	1 名	1 名	4 名	機内安全管理要員 1 名 機内操作要員 1 名 降下要員 2 名
	③ 火災防御活動	1 名	1 名	2 名	機内安全管理要員 1 名 散水操作要員 1 名
	④ そ の 他 活 動	1 名	1 名	1 ～ 5 名	活動内容により要員を決定する
休 日 体 制		1 名	1 名	5 ～ 6 名	
夜 間 体 制		—	—	—	

* 災害状況により変更する場合がある。

運航基準

防災ヘリコプターの運航基準については、「香川県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「香川県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるが、概要は次のとおりである。

- 1 防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。
 - (1) 救急活動
 - (2) 救助活動
 - (3) 災害応急対策活動

- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防対策活動
- (7) 消防防災訓練活動
- (8) 一般行政活動
- (9) その他総括管理者が必要と認める活動

2 災害別活動内容（緊急運航）

救 急	① 「香川県防災ヘリコプターによる救急搬送の要請基準」に基づく要請があった場合 ② 転院搬送で、医師が、ヘリコプターによる搬送が必要と判断し、かつ、医師等の専門知識を有するものが搭乗できる場合
救 助	① 高層ビル等火災における救助 ② 水難事故及び山岳遭難等における捜索・救助 ③ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故救助 ④ その他特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
災 害 応 急 対 策	① 被災状況の偵察、情報収集活動 ② 救援物資、人員、資機材等の搬送 ③ その他災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
火 災 防 御	① 偵察、情報収集活動 ② 林野火災における空中消火 ③ 資機材等の搬送 ④ その他火災防御上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

香川県防災ヘリコプターによる救急搬送の要請基準

次の1～3のいずれかに該当する場合には、消防機関及び直島町は、可及的速やかに香川県防災航空隊に防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

- 1 事故等の目撃者等から1(1)から(11)のいずれかの症例等の119番通報があり、受信した指令課(室)員が、2に掲げる地理的条件に該当すると判断した場合
 - 一 症例等
 - (1) 自動車事故
 - イ 自動車からの放出
 - ロ 同乗者の死亡
 - ハ 自動車の横転
 - 二 車が概ね50cm以上つぶれた事故
 - ホ 客室が概ね30cm以上つぶれた事故
 - ヘ 歩行者若しくは自転車、自動車にはねとばされ、又はひき倒された事故
 - (2) オートバイ事故
 - イ 時速35km程度以上で衝突した事故
 - ロ ライダーがオートバイから放り出された事故
 - (3) 転落事故
 - イ 3階以上の高さからの転落
 - ロ 山間部での滑落
 - (4) 窒息事故
 - イ 溺水

- ロ 生き埋め
- (5) 列車衝突事故
- (6) 航空機墜落事故
- (7) 傷害事件（撃たれた事件、刺された事件）
- (8) 重症が疑われる中毒事件
- (9) バイタルサイン
 - イ 目を開けさせる（覚醒させる）ためには、大声で呼びかけつつ、痛み刺激（つねる）を与えることを繰り返す必要がある（ジャパンコーマスケールで30以上）
 - ロ 脈拍が弱くて、かすかしかふれない、全く脈がないこと
 - ハ 呼吸が弱くて止まりそうであること、遠く、浅い呼吸をしていること、呼吸停止
 - ニ 呼吸障害、呼吸がだんだん苦しくなってきたこと
- (10) 外傷
 - イ 頭部、頸部、軀幹又は、肘もしくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血
 - ロ 2か所以上の四肢変形又は四肢（手指、足趾を含む。）の切断
 - ハ 麻痺を伴う肢の外傷
 - ニ 広範囲の熱傷（体のおおむね1/3を超えるやけど、気道熱傷）
 - ホ 意識障害を伴う電撃症（雷や電線事故で意識がない）
 - ヘ 意識障害を伴う外傷
- (11) 疾病
 - イ けいれん発作
 - ロ 不穏状態（酔っぱらいのように暴れる状態）
 - ハ 新たな四肢麻痺の出現
 - ニ 強い痛みの訴え（頭痛、胸痛、腹痛）
- 二 地理的条件
 - (1) 事案発生地点がヘリコプターの有効範囲（救急車又は船舶を使用するよりも、ヘリコプターを使用するほうが、覚知から病院到着までの時間を短縮できる地域をいう。）内であること
 - (2) (1)には該当しないが、諸般の事情（地震、土砂崩れ等によって事案発生地に通じる道路が寸断された場合等）により、ヘリコプター搬送をすると、覚知から病院搬送までの時間を短縮できること
- 2 1に該当しない場合であっても、事案発生地までの距離等により、ヘリコプターを使用すると救急自動車又は船舶を使用するよりも30分以上搬送時間が短縮できる場合
- 3 現場の救急隊員からの要請がある場合

緊急運航応援要請の方法

香川県内の市町長又は消防の一部事務組合管理者からの知事に対する防災ヘリコプターの緊急運航の要請は、「香川県防災ヘリコプター応援協定」及び「香川県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるが、概要は次のとおりである。

- 1 要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次のいずれかに該当し、かつ、公共性・緊急性が高く、防災ヘリコプターの活動を必要とする場合に、市町長又は消防の一部事務組合管理者は要請を行うものとする。

 - (1) 救急活動
 - (2) 救助活動
 - (3) 災害応急対策活動
 - (4) 火災防御活動
- 2 応援要請の方法

知事（危機管理課）に対する要請は、電話又はファクシミリにより、次の事項について連絡を行

うとともに、事後速やかに「防災ヘリコプター緊急運航要請書」を提出する。

- (1) 災害等の種別
- (2) 災害等の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害等発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) 災害現場の指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (7) その他必要な事項

3 緊急要請連絡先

香川県防災航空隊 TEL (NTT) 087-879-0119
087-879-1900
FAX (NTT) 087-879-1400
TEL (防災) 433-561
FAX (防災) 433-581

※ 夜間（17時15分～8時30分）に連絡を要する場合は、県庁危機管理課（不在の場合は県庁守衛室）へ行くこと。

- | | | |
|-----------|-----------|---------------------|
| ・ 県庁危機管理課 | TEL (NTT) | 087-832-3186 (防災担当) |
| | TEL (防災) | 200-5066 |
| ・ 県庁守衛室 | TEL (NTT) | 087-831-1111 |
| | TEL (防災) | 200-7-2165 |

4 緊急運航の要件

緊急運航は、原則として、次の要件を満たす場合に運航するものとする。

- (1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害等から保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)
- (3) 非代替性 防災ヘリコプター以外に適切な手投がないこと。
(既存の資機材等では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合。)

5 受入れ体制

緊急運航を要請した市町長又は消防の一部事務組合管理者は、防災航空隊と緊密な連絡を取るとともに、必要に応じ、次の受け入れ体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への手配
- (3) 傷病者の空輸の適否についての確認
- (4) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (5) その他必要な事項

6 報 告

緊急運航を要請した市町長又は消防の一部事務組合管理者は、災害等が収束した場合、「災害等状況報告書」を運航管理責任者（香川県危機管理課長）に報告するものとする。

7 経費負担

応援に要する運航経費は、香川県が負担する。

1 4 - 5 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場

【さぬき市内】

名称	場所	所在地	管理者	連絡先	座標	特記事項
門入	門入の郷 「水辺の公園」	寒川町石田東	さぬき市商工観光課	087-894-1114	N 34° 14' 23" E 134° 13' 14"	※8
鴨庄	志度総合運動公園 野球場	鴨庄4305番地	さぬき市教育委員会(生涯学習課) 志度総合運動公園管理事務所	0879-42-3107 087-894-0928	N 34° 19' 37" E 134° 11' 41"	※6
長尾東	長尾総合公園 多目的広場	長尾名1575番地6	さぬき市教育委員会(生涯学習課) 長尾総合公園管理事務所	0879-42-3107 0879-52-4166	N 34° 14' 59" E 134° 11' 05"	※2, 3, 6
寒川町	石田運動公園	寒川町石田東甲724番地	さぬき市教育委員会(生涯学習課) 寒川公民館	0879-42-3107 0879-43-2506	N 34° 15' 29" E 134° 12' 24"	※2
津田町	津田総合公園 駐車場	津田町2020番地	さぬき市教育委員会(生涯学習課) 津田総合公園管理事務所	0879-42-3107 0879-42-4619	N 34° 17' 42" E 134° 13' 52"	※2, 6
大窪寺	宗教法人 大窪寺駐車場	多和兼割92番地3	宗教法人大窪寺	0879-56-2278	N 34° 11' 23" E 134° 12' 28"	※6
みろく 球技場	みろく自然公園 みろく球技場	大川町富田中3510番地2	さぬき市商工観光課 ゆへとびあみろく	087-894-1114 0879-43-5200	N 34° 15' 13" E 134° 14' 49"	※6
亀鶴公園	長尾総合公園 ローラースケート場	香川県さぬき市長尾名1574番地1	さぬき市教育委員会(生涯学習課) 長尾総合公園管理事務所	0879-42-3107 0879-52-4166	N 34° 15' 00" E 134° 10' 57"	※6

【隣接市町（東かがわ市）】

名称	場所	所在地	管理者	連絡先	座標	特記事項
とらまる公園	とらまる公園 多目的グラウンド	西村1155番地	東かがわ市教育委員会(生涯学習課) (一財)東かがわ市スポーツ財団	0879-26-1238 0879-24-1810	N 34° 14' 24" E 134° 18' 59"	※3
引田南	引田町運動広場	引田991番地	東かがわ市教育委員会 (生涯学習課)	0879-26-1238	N 34° 12' 57" E 134° 23' 51"	※6
引田北	㈱ジェイテクト香川工場 松原社宅グラウンド	引田3282番地	㈱ジェイテクト香川工場	0879-33-5511	N 34° 13' 55" E 134° 24' 01"	
引田南 駐車場	引田運動広場駐車場	引田959番地1	東かがわ市教育委員会 (生涯学習課)	0879-26-1238	N 34° 12' 57" E 134° 23' 48"	
湊川 河川敷	湊川河川敷	湊1301番1地先	香川県長尾土木事務所	0879-52-2585	N 34° 14' 37" E 134° 20' 59"	
讃岐化学	讃岐化学工業㈱ 下段造成地	入野山2048番12	讃岐化学工業㈱白鳥工場	0879-27-2216	N 34° 12' 32" E 134° 17' 35"	

【隣接市町（三木町）】

名称	場所	所在地	管理者	連絡先	座標	特記事項
三木総合 グラウンド	三木町総合運動公園 サブグラウンド	上高岡2544-3	三木町生涯学習課	087-891-3314	N 34° 14' 19" E 134° 08' 30"	※2, ※3
香川医大	香川大学(医学部) 陸上競技場	池戸1750-1	国立大学法人 香川大学(医学部)	087-898-5111	N 34° 17' 27" E 134° 07' 34"	※3, ※7
久松運輸	㈱久松運輸 高松支店	井上1966-13	㈱久松商事 (㈱久松運輸)	087-891-7113	N 34° 17' 46" E 134° 08' 17"	

【隣接市町（高松市の一部）】

名称	場所	所在地	管理者	連絡先	座標	特記事項
牟礼町	御山公園多目的広場	牟礼町牟礼 1355-1	高松市公園緑地課	087-839-2484	N 34° 20' 48" E 134° 08' 01"	
東部運 動公園	高松市東部運動公園 多目的広場	高松町 1347番地1	高松市スポーツ振興課	087-839-2626	N 34° 19' 47" E 134° 07' 19"	※6

特記事項

- ※2 高松空港特別管制区内
- ※3 全国航空消防防災協議会届出の多数機離着陸可能な場外
- ※6 防災対応
- ※7 臓器搬送等に係る場外
- ※8 自衛隊訓練用

1 4－6 災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場

- 1 病 院 名 称：さぬき市民病院
- 2 病院所在地：さぬき市寒川町石田東甲 3 8 7－1
- 3 場 外 名 称：さぬき市民病院
- 4 場外所在地：さぬき市寒川町石田東甲 3 8 7－1 さぬき市民病院ヘリポート
- 5 座標（緯度・経度）：
北緯 34度16分03秒
東経 134度12分13秒
- 6 管轄消防本部：大川広域消防本部 TEL 0879-24-2119